

令和7年第2回定例会9月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 5 3 号 明石市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 4 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 5 号 令和 7 年度明石市一般会計補正予算（第 3 号）
- 〃 第 5 6 号 天文科学館空調設備改修工事請負契約のこと
- 〃 第 5 7 号 訴えの提起のこと
- 〃 第 5 8 号 令和 6 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 1 1 件
- 〃 第 6 9 号
- 〃 第 7 0 号 令和 6 年度明石市水道事業会計決算
- 〃 第 7 1 号 令和 6 年度明石市下水道事業会計決算及び利益の処分のこと
- 報告第 1 8 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 9 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 0 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 1 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告のこと
- 〃 第 2 2 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと
- 〃 第 2 3 号 公益財団法人こども財団の経営状況報告のこと
- 〃 第 2 4 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 6 年度決算）報告のこと
- 〃 第 2 5 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する評価結果報告のこと

1 要 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得パターンを多様化するとともに、国家公務員の取扱いに準じて、仕事と育児の両立に資する環境を整備するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市職員の育児休業等に関する条例
- イ 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ウ 明石市職員の高齢者部分休業に関する条例
- エ 明石市職員の給与に関する条例

(2) 改正内容

- ア 現行の部分休業（第1号部分休業）に加えて、第2号部分休業を新設する。

（参考）常勤職員の場合

	第1号部分休業	第2号部分休業
1日の上限時間	2時間	なし
年間の上限時間	なし	77時間30分 (10日相当時間数)
取得単位	30分	1日又は1時間

※職員は、いずれかの部分休業を選択して取得する。

- イ 妊娠及び出産時並びに育児期の職員に対する出産補助休暇、部分休業のほか仕事と育児の両立に資する制度の普及促進、相談体制の整備等を行う。
- ウ その他所要の整備

3 施行期日

令和7年10月1日

1 要 旨

個人市民税の特定親族特別控除の創設を行うほか、令和7年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 特定親族特別控除の創設

大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等が一定の所得を超えた場合でも、その親等が個人市民税の所得控除を受けられる特定親族特別控除（最大45万円の控除）を創設する。

(2) 二輪車の車両区分の見直し

原動機付自転車の区分に新基準原付（総排気量が125cc以下の二輪車であって、最高出力を4kW以下に制御したもの）を加え、その軽自動車税の種別割の税率を年額2,000円とする。

(3) 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこと紙巻たばこの税負担差を解消するため、加熱式たばこの課税方式を次のとおり見直す。

(現行) 重量と価格で紙巻たばこの本数に換算

(改正) 重量のみで紙巻たばこの本数に換算

(4) その他地方税法の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(1)は令和8年1月1日、2の(3)は令和8年4月1日

今回の補正は、歳出で、ふるさと納税寄附金の増加に伴う事業経費や財政基金積立金等の追加を行うとともに、歳入では、寄附金や前年度繰越金等を追加するもの。

また、併せて、選挙管理標準準拠システム構築業務委託に係る債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 956,268 千円 補正後 137,802,527 千円 〕

歳 入

国庫支出金	53,597 千円	衛生費国庫負担金	50,000 千円
		民生費国庫補助金	3,597 千円
寄 附 金	100,000 千円	総務費寄附金	100,000 千円
繰 越 金	802,671 千円	前年度繰越金	802,671 千円

歳 出

物 件 費	61,068 千円	ふるさと納税促進事業費	50,000 千円
		人事管理事務事業費	6,500 千円
		生活保護管理事業費	3,142 千円
		中国残留邦人等生活支援事業費	1,426 千円
補 助 費 等	451,200 千円	国県補助金精算等償還金	400,000 千円
		予防接種一般事務事業費	50,000 千円
		あかし里親推進事業費	1,200 千円
積 立 金	444,000 千円	財政基金積立金	444,000 千円

(令和 6 年度決算実質収支額の 1/2 の積立て)

債務負担行為（追加分）

事 項	限度額（千円）	期間（年度）
選挙管理標準準拠システム構築業務委託	32,951	R8

議案第 5 6 号

天文科学館空調設備改修工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
空調設備改修工事	空調設備改修工事一式	空調設備改修工事、天井更新工事

2 請負金額 金 286,000,000円

3 相手方 明石市魚住町長坂寺385番地の5
スズキ建設工業株式会社
代表取締役 鈴木 健 司

(参考)

工事期限 令和8年3月31日

1 要 旨

損害賠償金請求に係る訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 相 手 方

横浜市在住の個人

(2) 請求の要旨

令和7年3月3日飲酒運転をして車両のハンドル操作を誤り、明石市茶園場町4番17号の本市所有の倉庫に衝突し、当該倉庫、当該倉庫内に保管していた本市所有の車両（移動図書館車）、本市が管理する道路の縁石等に損害を与えた相手方に対し、損害賠償金5,253,408円及び損害賠償金に対する同日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求めるもの。

議案第 5 8 号
 議案第 7 1 号

令和 6 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営
 企業会計決算等

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決算につき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

令和 6 年度 一般会計・特別会計決算額

(単位:千円)

会計区分		A	B	C=A-B	D	E=C-D
		歳入決算額	歳出決算額	形式収支額	繰越財源	実質収支額
一般会計		131,292,000	130,356,925	935,075	48,308	886,767
特別会計	葬祭事業	459,474	459,474	0	0	0
	国民健康保険事業	28,150,974	28,128,999	21,975	0	21,975
	財産区	6,868,187	222,224	6,645,963	0	6,645,963
	公共用地取得事業	498,031	498,031	0	0	0
	石ヶ谷墓園整備事業	405,548	53,967	351,581	0	351,581
	地方卸売市場事業	55,863	55,863	0	0	0
	介護保険事業	25,933,710	25,780,277	153,433	0	153,433
	土地区画整理事業清算金	867	2,055	△1,188	0	△1,188
	後期高齢者医療事業	5,290,745	5,283,840	6,905	0	6,905
	病院事業債管理	899,725	899,725	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	18,456	12,576	5,880	0	5,880
	小計	68,581,579	61,397,029	7,184,549	0	7,184,549
	合計	199,873,579	191,753,954	8,119,624	48,308	8,071,316

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和 6 年度 企業会計決算額

(単位:千円)

会計区分		A	B	C=A-B	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又は 当年度未処理 欠損金
		収入	支出	差引		
水道事業	収益的収支	6,567,988	6,301,593	266,395	7,243	1,239,248
	資本的収支	1,950,604	4,514,824	△2,564,220		
下水道事業	収益的収支	8,531,021	7,476,448	1,054,573	989,438	1,934,061
	資本的収支	1,283,814	4,301,534	△3,017,720		
合計	収益的収支	15,099,009	13,778,041	1,320,968	996,681	3,173,309
	資本的収支	3,234,418	8,816,358	△5,581,939		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

報告第18号

〈

報告第20号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第18号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年6月9日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 208,032円 (2) 相手方 神戸市に所在する法人 (3) 事故の内容 令和7年2月16日明石市大明石町1丁目6番1号の商業施設北側のロータリーにおいて、都市局道路安全室交通安全課の職員が運転する本市所有の普通貨物自動車は右折しようとした際、後方から走行してきた相手方事業用乗用車に接触し、損害を与えたもの。
第19号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年7月4日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 626,300円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和6年11月28日明石市二見町西二見1033番地の1に設置した本市所有の照明柱が、腐食により劣化して相手方乗用車の上に転倒し、損害を与えたもの。
第20号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年8月14日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 88,208円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和7年6月6日市立鳥羽小学校敷地内において、消防局消防署の職員が、本市所有の救急車の駐車誘導を行っていた際、駐車中であつた相手方所有の原動機付自転車を転倒させ、損害を与えたもの。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	令和6年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	3.9	25.0	35.0
将来負担比率	19.9	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和6年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第 2 2 号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の令和 6 年度の決算書等及び令和 7 年度の事業計画書等を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。

報告第23号

公益財団法人こども財団の経営状況報告のこと

公益財団法人こども財団の令和6年度の決算書等及び令和7年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 2 4 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 6 年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 6 年度の決算書等を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。

報告第 2 5 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 6（2024）事業年度に係る業務実績に関する評価を行ったため、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定に基づき報告するもの。